



**WORLD
ANTI-DOPING
AGENCY**

play true

世界ドーピング防止規程 (The World Anti-doping Code)

治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準 (International Standard for Therapeutic Use Exemptions)

治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準は英文版が原本となります。
本国際基準の英語版と日本語版に差異がある場合には、英語版が優先されます。

2010年版

2010年1月1日
(January 1, 2010)

財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準

治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準は、2004年に採択され、2005年に発効した。本文書はWADA常任理事会により2009年10月30日に承認された治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準の改定を含むバージョン4.0である。改定された治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準は、2010年1月1日に発効する。

2009年11月3日発行：

World Anti-Doping Agency
Stock Exchange Tower
800 Place Victoria (Suite 1700)
PO Box 120
Montreal, Quebec,
Canada H4Z 1B7

URL: www.wada-ama.org

Tel: +1 514 904 9232
Fax: +1 514 904 8650
E-mail: info@wada-ama.org

序説 (Preamble)

世界ドーピング防止規程の治療目的使用に係る除外措置 (TUE) に関する国際基準は、世界ドーピング防止・プログラムの一環として作成された義務的な国際基準 (レベル2) である。

TUE に関する国際基準の正文は、WADA が管理するものとし、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合は、英語版が優先するものとする。

この TUE に関する国際基準 (version4.0) は、2010 年 1 月 1 日に効力を生じる。

目次 (Table of Contents)

第 1 部 — 序論、WADA 規程の関連条項及び定義	5
1.0 序論及び適用範囲	5
2.0 WADA 規程の関連条項	6
3.0 用語及び定義	8
第 2 部 — 治療目的使用に係る除外措置の付与に関する基準	12
4.0 治療目的使用に係る除外措置の付与に関する基準	12
5.0 情報の守秘	13
6.0 治療目的使用に係る除外措置委員会 (TUECs)	14
7.0 国際競技連盟と国内ドーピング防止機関の責務	14
8.0 TUE の申請手続	16
9.0 使用の申告が必要な物質と方法	17
10.0 TUE の決定に関する WADA の審査	17
11.0 以前に付与された略式治療目的使用に係る除外措置 (ATUEs)	18
付属文書 1	19

第1部 一 序論、WADA 規程の関連条項及び定義 (Part One: Introduction, Code Provisions And Definitions)

1.0 序論及び適用範囲 (Introduction and Scope)

「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」の目的は、治療目的使用に係る除外措置を付与する手続を全ての競技・国にわたって調和させることにある。

WADA 規程は、競技者に対して、治療目的使用に係る除外措置 (TUE)、すなわち、本来であれば使用が禁止されている、禁止物質・禁止方法の表に盛り込まれた物質又は方法について、治療目的による使用の許可を申請することを認めている。

「TUEに関する国際基準」には、TUEを付与する基準、情報の守秘、治療目的使用に係る除外措置委員会の構成、及びTUEの申請手続を含むものである。

本基準は、WADA 規程により定義され、かつ、WADA 規程の拘束を受ける全ての競技者、すなわち、健全な競技者及び障害のある競技者に対して適用される。

[解説：本基準は個人の状況に応じて適用される。例えば、障害のある競技者に適切な除外措置が他の競技者には不適切かもしれない。]

世界ドーピング防止プログラムは、ドーピング防止プログラムを国際的にそして国内においても最適に調和させ、ベストプラクティスを確保するために必要な全要素を包含している。その主要素は、WADA 規程 (Level 1)、国際基準 (Level 2)、及びベストプラクティスマodel (Level 3) である。

WADA 規程の序論において、国際基準の目的及び実施は、以下のとおり要約される：

「ドーピング防止プログラム内の様々な技術上、及び運用上の国際基準は、署名当事者及び各国政府との協議の上で策定され、WADAによって承認される。国際基準の目的は、ドーピング防止プログラムにおける特定の技術上の分野及び運用上の分野に責任を有する各ドーピング防止機関間の調和を図ることである。WADA 規程の遵守のためには、国際基準に従うことが必須である。国際基準は、署名当事者及び各国政府との適切な協議を経た上で、WADA 常任理事会により適宜改定される。WADA 規程に別段の定めがない限り、国際基準及びその改定は、当該国際基準又は改定において指定された日付において発効するものとする。」

国際基準を遵守している場合、(他に採りうる基準、慣行又は手続を遵守していない場合でも) 当該国際基準に盛り込まれた手続を適切に実施しているものと判断される。

WADA 規程において示される定義は、イタリック体にて記すものとする。TUEに関する国際基準に示されている追加定義には、下線を引くものとする。

2.0 WADA 規程の関連条項 (Code Provision)

2009 年版 WADA 規程における以下の条項は、TUE に関する 国際基準 に直接関係する。

WADA 規程第 4.4 項 治療目的使用

WADA は、TUE の付与手続に関する 国際基準 を採択している。

各国際競技連盟は、国際水準の競技者又は国際競技大会に出場する**競技者**について、**競技者が禁止物質又は禁止方法の使用を要する旨の診断書を有する場合には、その者が TUE を申請できる手続が整備されるようにしなければならない。**国際競技連盟の**検査対象者登録リスト**に含まれる**競技者**は、国際競技連盟の規則に従ってのみ、TUE を付与されることができる。各国際競技連盟は、当該国際競技連盟からの TUE 取得が要求される**国際競技大会**のリストを公表しなければならない。各**国内ドーピング防止機関**は、自己の傘下の**競技者**のうち国際競技連盟の**検査対象者登録リスト**に含まれない**全競技者**について、**競技者が禁止物質又は禁止方法の使用を要する診断書を有する場合には、その者が TUE を申請できる手続が整備されるようにしなければならない。**当該申請は、TUE に関する 国際基準に基づいて評価される。国際競技連盟及び**国内ドーピング防止機関**は、**国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リスト**に含まれていない**国内水準の競技者**に対して付与した場合を除き、TUE を付与した場合には、速やかにその旨を ADAMS を経由して WADA に報告しなければならない。

国際水準の競技者、又は**国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リスト**に含まれた**国内水準の競技者**に対して TUE が付与された場合には、WADA は、随時、職権により当該付与を審査することができる。さらに、TUE の申請が却下された**競技者**から請求があった場合には、WADA は当該却下についても審査することができる。上記の TUE の付与又は却下が TUE に関する 国際基準 に合致しないと判断した場合には、WADA は当該決定を覆すことができる。

これに対し、国際競技連盟が、本項の要求に従い、競技者が TUE を申請する手続を整備しない場合には、国際水準の競技者は WADA に対し、TUE の申請が却下された場合と同様に、審査を求めることができる。

禁止物質又はその**代謝物**若しくは**マーカ**が存在すること (第 2.1 項)、**禁止物質**若しくは**禁止方法**を使用すること又はその**使用**を企てること (第 2.2 項)、**禁止物質**又は**禁止方法**を**保有**すること (第 2.6 項)、又は、**禁止物質**若しくは**禁止方法**を投与し、又はこれらを企てること (第 2.8 項) は、TUE に関する 国際基準に基づき定められた TUE に関する条項に合致する限りにおいて、ドーピング防止規則違反とはみなされない。

WADA 規程第 13.4 項 TUE を付与する又は不承認とする決定に対する不服申立て

TUE の付与又は不承認が WADA の決定により覆された場合には、*競技者*又は自己の決定を覆された *ドーピング防止機関*は、CAS のみに対して不服申立てをすることができる。TUE の不承認が WADA 以外の *ドーピング防止機関*により決定され、WADA によっても当該不承認が覆されなかった場合には、*国際水準の競技者*は、CAS に不服申立てをすることができ、*国際水準の競技者*ではない *競技者*は、第 13.2.2 項に定める国内水準の審査機関に不服申立てをすることができる。国内水準の審査機関が TUE を承認しない決定を覆した場合には、WADA は、当該決定について CAS に不服申立てをすることができる。

*ドーピング防止機関*が適切に提出された TUE 申請について合理的な期間内に対応しなかった場合、当該 *ドーピング防止機関*の不对応という事実は、本項に規定された不服申立てををする権利との関係では TUE 申請に対する拒絶とみなされる。

WADA 規程第 14.5 項 ドーピング・コントロール情報に関する情報交換センター

WADA は、*国際水準の競技者*、及び国内 *ドーピング防止機関*の検査対象者登録リストに含まれた *国内水準の競技者*について、ドーピング検査のデータ及び結果に関する中枢の情報交換センターとしての役割を果たすものとする。

複数の *ドーピング防止機関*により、検査配分計画の調整を促進すると共に、不要な検査重複を回避するために、各 *ドーピング防止機関*は、当該 *競技者*に関する *競技会検査*及び *競技会外の検査*の内容を、検査実施後、できるだけ早期に WADA 情報交換センターに対して報告する。WADA は、*競技者*、*競技者*が所属する国内競技連盟、国内オリンピック委員会又は国内パラリンピック委員会、*国内ドーピング防止機関*、国際競技連盟及び国際オリンピック委員会、又は国際パラリンピック委員会が当該情報を入手できるようにする。

*ドーピング・コントロール検査データ*の情報交換センターとして機能することを可能にするため、WADA は、新たなデータプライバシーの原則を反映したデータベース管理ツールである ADAMS を開発した。とりわけ、WADA は、WADA 及び ADAMS を使用する他の機関に適用されるデータ機密性に関する規則及び規範と整合するように ADAMS を開発してきた。

競技者、*競技者支援要員*又はその他の *ドーピング防止活動*に関与する人に関する個人情報は、カナダのプライバシーに関する当局の監督を受け、機密情報として、プライバシー保護に関する *国際基準*に従って、WADA により保持される。また、WADA は、常に *競技者*のプライバシーが十分に尊重され、かつ、国又は地域の情報プライバシーに関する当局との協議に対応可能な状態を確実にした上で、少なくとも年 1 回、提供を受けた情報をまとめた統計に関する報告書を公表しなければならない。

WADA 規程第 15.4 項 相互承認

15.4.1 WADA 規程に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、TUE、及び聴聞会の結果、又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定は、第 13 条が規定する不服申立ての権利を条件として、他の署名当事者全てにより承認され、尊重される。

[第 15.4.1 項の解説：これまで、TUE に関しては、本項の解釈に若干の混乱があった。国際競技連盟の規則、又は国際競技連盟との合意において別段の定めがない限り、国内ドーピング防止機関は、国際水準の競技者に対し TUE を付与する「権限」を有しない。]

15.4.2 署名当事者は、WADA 規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が WADA 規程に適合している場合には、これを承認するものとする。

[第 15.4.2 項の解説：WADA 規程を受諾していない機関による決定に、WADA 規程に準拠している点とそうでない点がある場合には、署名当事者は当該決定について、WADA 規程の原則に調和するような形で適用するよう試みなければならない。例えば、WADA 規程と整合する手続において、非署名当事者が、禁止物質がその体内に存在するという理由で、競技者がドーピング防止規則に違反した旨認定したが、適用される資格停止期間は WADA 規程において規定された期間よりも短いという場合には、全署名当事者は、ドーピング防止規則違反の事実認定を承認するものとし、かつ、競技者が所属する国内ドーピング防止機関は、WADA 規程に定められたより長い期間の資格停止期間が課せられるべきか否かを決定するために、第 8 条に整合する聴聞会を実施するものとする。]

3.0 用語及び定義 (Terms and definitions)

3.1 WADA 規程の用語

「ADAMS (ドーピング防止管理運営システム)」とは、情報保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のドーピング防止活動を支援するように設計された、データを入力し、保存し、共有し、報告するためのウェブ上のデータベースによる管理手段をいう。

「違反が疑われる分析報告」とは、分析機関又は分析機関に関する国際基準及びこれに関連する技術上の文書に整合する WADA 認定の機関からの報告のうち、禁止物質又は、その代謝物、若しくはマーカーの存在 (内因性物質の量的増大を含む。) が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

「ドーピング防止機関」とは、ドーピング・コントロールの過程に関する規則を採択し、ドーピング・コントロールの過程の開始、実施、又は執行に責任を負う署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の主要競技大会機関であって自己の競技大会において検査を実施する団体、WADA、国際競技連盟、国内ドーピング防止機関等が挙げられる。

「競技者」とは、国際的な (定義については各国際競技連盟が定める。) 又は国内的な (定義については各国内ドーピング防止機関が定めるものとし、その検査対象者登録リストに記載された人を含むが、これに限られない。) 水準のスポーツに参加する全ての人及び本規則を受諾している署名当事者若しくはその他のスポーツ機関の管轄に服するその他の競技参加者をいう。検査及び TUE 等を含む本規則の全ての条項は、国際的な水準及び国内的な水準の競技参加者に適用される。国内ドーピング防止機関は、現在

又は将来において国内的な水準の競技参加者とはならないレクリエーション・レベル又はマスターズ・レベルの競技参加者のために、検査を行い、また、ドーピング防止規則を適用することを選択することができる。しかしながら、**国内ドーピング防止機関は、本規則の必ずしも全ての条項を当該人に対し適用することを要求されている訳ではない。**本規則と抵触しない限りにおいて、国際的な水準又は国内的な水準ではない競技参加者のドーピング・コントロールのために国内規則を定めることができる。ゆえに、国は、レクリエーション・レベルの競技参加者に対して検査を実施することを選択することはできるが、TUE 又は居場所情報を要求することはできない。同様に、マスターズ・レベルの競技参加者のみを対象とする**競技大会を開催する主要競技大会機関も、競技参加者に対して検査を実施することを選択することができるが、事前の TUE 申請や居場所情報を要求することはできない。**第 2.8 項（投与又は投与を企てること）及びドーピング防止情報並びに教育との関係では、**本規則を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下においてスポーツに参加する人は、競技者に該当する。**

〔「**競技者**」の解説：本定義は、国際的な水準及び国内的な水準の競技者（国際的な水準又は国内的な水準のスポーツの厳密な定義は、国際競技連盟又は国内ドーピング防止機関のドーピング防止規則が各々定める。）全てに対して本規則のドーピング防止規則が適用される旨を明らかにするものである。国内水準の場合、本規則に基づいて導入されたドーピング防止規則は、最低限、あらゆるスポーツにおける国内代表チームの全構成員とあらゆる国内選手権大会の参加資格を有する全ての者に対して適用される。しかしながら、上記は、当該競技者全員を国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含めなければならないということ意味するものではない。また、上記の定義は、国内ドーピング防止機関が、適切であると判断した場合に、国内的な水準の競技者のみならず、より低い水準の競技会における競技参加者に対しても自己のドーピング防止プログラムの適用範囲を拡大することをも認めている。競技水準の如何に関係なく、競技参加者がドーピング防止関連の情報及び教育を受けられるようにしなければならない。〕

「**WADA 規程**」とは、世界ドーピング防止規程をいう。

「**競技会**」とは、個人の競争、対戦競技、団体競技又は単独の競技をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競争及びその他の競技のうち日々又はその他の中間的な間隔で賞が授与されるものについては、適用のある国際競技連盟の規則において**競技会と競技大会との区別が定められる。**

「**ドーピング・コントロール**」とは、居場所情報の提供、**検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、TUE、分析結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決までの全ての段階及び過程をいう。**

「**競技大会**」とは、単一の決定機関の下で実施される一連の個別**競技会**のことをいう（例、オリンピック大会、FINA 世界選手権大会、汎アメリカ大会）。

「**競技大会の期間**」とは、**競技大会の決定機関により定められた、競技大会の開始と終了の間の時間をいう。**

「**競技会（時）**」とは、国際競技連盟又はその他の関係する**ドーピング防止機関の規則に別段の定めがない限り、競技者が参加する予定の競技会の 12 時間前に開始され、当該競技会及び競技会に關係する検体採取過程の終了までの期間をいう。**

「**国際競技大会**」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、**主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が決定機関であり、当該競技大会に関して公式技術役員**

を指名している**競技大会**をいう。

「**国際水準の競技者**」とは、国際競技連盟の**検査対象者登録リスト**に掲げられるものとして、一又は二以上の国際競技連盟により指定された**競技者**をいう。

「**国際基準**」とは、WADA 規程を支援する目的で WADA によって採択された基準をいう。国際基準（他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして）を遵守しているというためには、**国際基準**に盛り込まれた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。**国際基準**は、**国際基準**に基づき公表された技術上の文書を含む。

「**国内ドーピング防止機関**」とは、各国内において、ドーピング防止規則の採択及び実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。上記には、複数の国により当該複数の国のために地域 **ドーピング防止機関**として指定を受けた団体も含まれる。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の**国内オリムピック委員会**又はその指定を受けた者が**国内ドーピング防止機関**となる。

「**国内競技大会**」とは、国際水準の**競技者**又は国内水準の**競技者**が参加する**競技大会**のうち**国際競技大会**に該当しないものをいう。

「**競技会外**」とは、**競技会時**における**ドーピング・コントロール**以外の**ドーピング・コントロール**をいう。

「**保有**」とは、実際に物理的に**保有**している状態、又は**擬制保有**をいう（これに該当するものは、**禁止物質**若しくは**禁止方法**に対して、又は**禁止物質**若しくは**禁止方法**が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしている場合に限られる。）。ただし、**禁止物質**若しくは**禁止方法**に対して、又は**禁止物質**若しくは**禁止方法**が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、**擬制保有**には、当該人が**禁止物質**又は**禁止方法**の存在を承知しており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があったもののみが該当する。ただし、人が、ドーピング防止規則に違反した旨の通知（種類は問わない）を受ける前に、**ドーピング防止機関**に対する明確な表明という形により、**保有**の意思がなく、**保有**を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該**保有**のみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。これに対し、本定義における異なる記載にかかわらず、**禁止物質**又は**禁止方法**の購入（電磁的その他の方法を含む）は、当該購入者による**保有**を構成する。

【「**保有**」の解説：本定義に基づき、**競技者**の車内において**ステロイド薬**が発見された場合、**第三者**がその**自動車**を用いていた旨を**競技者本人**が証明できなければ違反が成立する。**第三者**がその**自動車**を用いていた旨を**競技者本人**が証明した場合、**競技者本人**が当該**自動車**を排他的に支配できない状態にあったとしても**ステロイド薬**の存在を知っており、**ステロイド薬**を支配する意図があったことを**ドーピング防止機関側**で証明しなければならない。同様に、**競技者本人**とその**配偶者**が共同で管理している**自宅の薬箱**に**ステロイド薬**が発見された場合には、**薬箱**の中に**ステロイド薬**が存在することを**競技者**が知っており、**ステロイド薬**を支配する意図があったことを**ドーピング防止機関側**で証明しなければならない。】

「**禁止表**」とは、**禁止物質**及び**禁止方法**を特定した表をいう。

「**禁止方法**」とは、**禁止表**に掲げられる方法をいう。

「**禁止物質**」とは、**禁止表**に掲げられる物質をいう。

「**検査対象者登録リスト**」とは、国際競技連盟又は**国内ドーピング防止機関**の検査配分計画の一環として、**競技会検査**及び**競技会外の検査**の双方を受けなければならない、最高位の**競技者**について各国際競技連盟及び**国内ドーピング防止機関**が別々に定めたリストをいう。国際競技連盟は、自己の**検査対象者登録リスト**に挙げられた**競技者**について、氏名又は明確に定義された固有の基準により特定したリストを公表しなければならない。

「**署名当事者**」とは、**WADA 規程**に署名し、**WADA 規程**を遵守することに同意した団体をいい、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、**国内オリンピック委員会**、国内パラリンピック委員会、**主要競技大会機関**、**国内ドーピング防止機関**及び **WADA**を含む。

「**検査**」とは、**ドーピング・コントロール**の過程のうち、**検査配分計画**の立案、**検体の採取**、**検体の取扱い**並びに**分析機関**への**検体の輸送**を含む部分をいう。

「**使用**」とは、**禁止物質**を利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取すること又は**禁止方法**によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

「**WADA**」とは、世界ドーピング防止機構をいう。

3.2 「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」の用語

「**個人情報**」とは、プライバシー及び個人情報の保護に関する**国際基準**に定義されているとおり、個人が特定された、若しくは特定可能な**参加者**に関する情報、又は、**ドーピング防止機関**の**ドーピング防止活動**との関連でもつばら処理される、その他の人に関する情報をいい、**機微な個人情報**を含むが、これに限られない。

[解説：個人情報とは、競技者の詳細な連絡先及び所属しているスポーツ団体、居場所、指定された治療目的使用に係る除外措置（もしあれば）、ドーピング検査結果、並びに結果の管理（規律のための聴聞会、不服申立て及び制裁措置を含む。）に関する情報を含むものと理解されているが、これらに限られない。個人情報はまた、医療専門家その他ドーピング防止活動との関連で競技者と共に働き、競技者を治療し、又は競技者を支援する他の人に関する、個人についての詳細及び連絡先の情報も含む。]

「**治療（目的）**」とは、薬物又は医学的方法により病状に対し、処置を行うこと若しくはその処置に関係すること、又は療法を提供若しくは援助することをいう。

「**TUE**」とは、治療目的使用に係る除外措置委員会によって医療記録に基づいて承認され、かつ、**WADA 規程**により禁止された物質又は方法の**使用**又は**保有**前に取得された、治療目的使用に係る除外措置をいう。

「**TUEC**」とは、治療目的使用に係る除外措置委員会をいう。同委員会は、関連**ドーピング防止機関**によって設置される委員会である。

「**WADA TUEC**」とは、**WADA**治療目的使用に係る除外措置委員会をいう。同委員会は、**WADA**によって設置される委員会である。

第 2 部 — 治療目的使用に係る除外措置の付与に関する基準 (Part Two: Standards for Granting Therapeutic Use Exemption)

4.0 治療目的使用に係る除外措置の付与に関する基準

治療目的使用に係る除外措置 (TUE) は、禁止物質又は禁止方法の使用が許可された競技者に付与することができる。TUE の申請については、治療目的使用に係る除外措置委員会 (TUEC) による審査を受けることになる。TUEC は、ドーピング防止機関によって任命される。

4.1 TUE が付与されるのは、以下の基準が厳格に満たされている場合のみに限られる。

- a. 急性又は慢性の病状を治療する過程において禁止物質又は禁止方法が用いられなかった場合に、当該競技者の健康状態が深刻な障害を受けること。
- b. 当該禁止物質又は禁止方法を治療目的で使用することにより、正当な病状治療の後に通常の健康状態に回復することから予想される競技能力の向上以外に、追加的な競技能力の向上が生じないこと。禁止物質又は禁止方法を使用して「正常下限」レベルの内因性ホルモンを増加させることは、受け入れ可能な治療行為であるとは見なされない。
- c. 当該禁止物質又は禁止方法を使用する以外に、合理的な治療法が存在しないこと。
- d. 当該禁止物質又は禁止方法を使用する必要性が、使用当時に禁止されていた物質又は方法を、TUE が無いにもかかわらず以前に使用したことの (全面的であると部分的であると問わず) 結果として生じたものではないこと。

4.2 以下のいずれかの状態が発生した場合に、TUE は取り消される。

- a. 当該適用措置を付与した ドーピング防止機関によって課された要請又は条件を 競技者が速やかに遵守しない場合
- b. TUE の有効期限が満了した場合
- c. 競技者に対し、TUE が ドーピング防止機関によって撤回された旨の通知が行われた場合
- d. TUE の付与に関する決定が WADA 又は CAS によって覆された場合

[解説 — TUE にはそれぞれ有効期限があり、その有効期限は TUEC によって決定される。TUE の有効期間が満了し又は撤回された時点において、TUE の対象となる禁止物質が競技者の体内に依然として存在している場合もあり得る。このような場合、違反が疑われる分析報告 (AAF) の最初の検討作業を実施するドーピング防止機関は、分析結果が TUE の期間満了又は撤回と整合するか否かを判断することとなる。]

4.3 TUEの申請が過激的な承認であると見なされないこと。ただし、以下のいずれかの場合は、この限りではない。

- a. 救急治療又は急性病状の治療が必要である場合
- b. 特別な事情により、申請者が申請をドーピング・コントロールに先立って提出し、又は TUEC がドーピング・コントロールに先立って申請内容を検討する十分な時間又は機会がなかった場合

[解説 -TUEの申請が可能となる前に禁止物質又は禁止方法の使用が必要となる救急疾患又は急性の病状は、稀である。同様に、競技の開催が差し迫っていることを理由としてTUEの申請を短期間で審査しなければならないという状況も稀である。もっとも、TUEを付与するドーピング防止機関は、上記の状況に対応することを可能とする内部の手続きを整備すべきである。]

5.0 情報の守秘

5.1 ドーピング防止機関及び WADAによる TUE 手続における個人情報の収集、保管、処理、開示及び保存は、プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準に従うものとする。

5.2 TUEの申請を行う競技者は、WADA 規程により記録を審査する権限を与えられた TUEC の全構成員、及び必要に応じて、他の独立の医療関係者又は科学分野有識者、並びに TUE の運用、審査若しくは不服申立てに関与する所要の職員全員、並びに WADA に対して当該申請に関する全情報を伝達することについて、承諾書を提出するものとする。また、申請を行う者は、TUEC の決定書が WADA 規程の定めに基づいて他のドーピング防止機関及び国内競技連盟に配布されることについて、書面で同意を与えるものとする。

[第 5.2 項の解説：個人情報の収集又は競技者からの同意の取得に先立ち、ドーピング防止機関は、プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準の第 7.1 項に述べられた情報を競技者に伝えるものとする。]

外部の独立専門家の支援が必要になる場合、関係する競技者を特定しない形で、申請内容の全ての詳細情報が提供される。

5.3 TUEC の構成員、独立専門家、及び関連するドーピング防止機関の職員は、厳格な守秘義務をもってその活動を行い、機密保持契約書に署名するものとする。これらの者は、特に以下の各情報について守秘義務を負う。

- a. 競技者本人及び競技者の治療に関与する医師から提供された医学的な情報及びデータ
- b. 当該手続に関与する医師の氏名を含む、申請に関する詳細情報

競技者本人に代わって医療記録を取得できるという TUEC の何らかの権利を競技者本人が無効にしたと考えている場合、当該競技者は、自分の担当医に対してその旨を書面で通知するものとする。この判断の結果、当該競技者は、TUE を受けられず、既存の TUE も更新できなくなる。

5.4 ドーピング防止機関は、TUE 手続において取得された個人情報が8年間保持され、また、その後は、*WADA* 規程に基づく義務を履行するのに必要な場合、又はその他適用のある法令、規則、若しくは強制力のある法的な手続により要求される場合に限り個人情報が保持されることを確保するものとする。

6.0 治療目的使用に係る除外措置委員会 (TUEC)

TUEC の構成及び活動は、以下の指針に基づくものとする。

- 6.1 TUEC には、競技者の治療及び処置に経験を有し、かつ臨床医学、スポーツ医学及び運動医学の正しい知識を有する医師を少なくとも3名含めなければならない。一定水準の判断の独立性を確保するため、TUEC の構成員の過半数は、ドーピング防止機関との関係で、利益相反(conflict of interest) や政策的責任(any political responsibility)を何ら有しない者とすべきである。TUEC の構成員は、その全員が利益相反同意書に署名するものとする。障害のある競技者が関係する申請においては、TUEC の構成員のうち少なくとも1名は、障害のある競技者の治療及び処置に経験を有する者でなければならない。
- 6.2 TUEC は、適切と判断した場合、TUE の申請に関する諸事情を審査する際に、適切と考える医学的意見又は科学的意見を求めることができる。
- 6.3 WADA TUEC は、第 6.1 項に定める基準に基づいて構成されるものとする。WADA TUEC は国際水準の競技者、第 7.1(b)項に記載された国際競技大会に参加する競技者、又は *WADA 規程* の第 4.4 項に規定された国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストの競技者に対する TUE の付与又は却下の審査のために設置される。通常の場合では、WADA TUEC は、要求した情報全てを受領してから 30 日以内に決定を下すものとする。

7.0 国際競技連盟及び国内ドーピング防止機関の責務

7.1 各国際競技連盟は、以下のことを行うものとする。

- a. 第 6 条に定められた TUEC を設置すること。
- b. 国際競技連盟の規則に従って付与される TUE が要求される国際競技大会のリストを公表すること。
- c. TUE の手続を策定して公表し、国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者、又は第 7.1 項(b)に記載された国際競技大会に参加する競技者が禁止物質又は禁止方法の使用を要する旨の診断書に応じた TUE を要求できるようにすること。当該 TUE の手続は、*WADA 規程* 第 4.4 項、本国際基準、並びにプライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準に従うものとする。
- d. 他のドーピング防止機関が付与した TUE を国際競技連盟が承認する場合に従うべき規則を公表すること。
- e. 全ての TUE の付与について、承認された使用物質又は使用方法、使用量、使用頻度及び使用経路、TUE の有効期間、TUE に関連して課された条件、並びに当該付与に関する全記録を含めて、*ADAMS* を経由して速やかに *WADA* に報告すること。

- f. TUEの付与について関連の国内ドーピング防止機関及び国内競技連盟に速やかに報告すること。
- g. WADAが要求した場合は、却下されたTUEに関する全ての記録を速やかに提供すること。

7.2 各国内ドーピング防止機関は、以下のことを行うものとする。

- a. 第6項に定められたTUECを設置する。
- b. 禁止物質又は禁止方法を使用する前にTUEの取得を要する自己の傘下の競技者の分類を特定し、及び公表すること。最低限、国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれる競技者全て及び国内ドーピング防止機関により定義されたその他の国内水準の競技者を含むものとする。
- c. TUEの手続を策定して公表し、国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれる競技者、又は第7.2項(b)に記載された競技者が禁止物質又は禁止方法の使用を要する旨の診断書に応じたTUEを要求できるようにすること。当該TUEの手続は、WADA規程第4.4項、本国際基準、並びにプライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準に従うものとする。

[第7.2項(b)の解説：国際競技連盟の規則において、国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者に対してTUEを付与する権限が国内ドーピング防止機関に認められ、又は与えられている場合を除いて、国内ドーピング防止機関は、国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者に対してTUEを付与することはない。]

- d. 検査対象者登録リストに含まれる競技者、及び該当する場合は、国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者又は第7.1項(b)に記載された国際競技大会に参加する競技者に付与したTUEについて、承認された使用物質又は使用方法、使用量、使用頻度及び使用経路、TUEの有効期間、TUEに関連して課された条件、並びに当該付与に関する全記録を含めて、ADAMSを経由して速やかにWADAに報告すること。
- e. WADAが要求した場合は、却下されたTUEに関する全ての記録を速やかに提供すること。
- f. TUEの付与について、関連の国内競技連盟、及び国際競技連盟の規則により国際水準の競技者にTUEを付与する権限がNADOに与えられている場合には、当該国際競技連盟にも速やかに報告すること。
- g. 国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者又は第7.1項(b)に記載された国際競技大会に参加する競技者に対して国際競技連盟が付与したTUEを承認すること。

[第7条で使用される「公表」とは、ドーピング防止機関が自己のウェブサイトの目立つ場所に情報を掲載し、自己の所管する各国内競技連盟に情報を送付することによって情報を公表しなければならないことをいう。]

8.0 TUEの申請手続

8.1 国際競技連盟の規則に別段の定めがない限り、以下の**競技者**は国際競技連盟から TUE を得るものとする：

- a. 国際競技連盟の**検査対象者登録リスト**に含まれる**競技者**；
- b. 国際競技連盟の規則に従って付与された TUE が要求される**国際競技大会**に参加する**競技者**

8.2 第8.1項において記載されていない**競技者**は、**国内ドーピング防止機関**から TUE を取得するものとする。

[第8.1項及び第8.2項の解説：国際競技連盟の規則に別段の定めがない限り、国内ドーピング防止機関からの TUE を既に有する競技者であっても、その後国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれ、又は国際競技連盟の TUE が要求される国際競技大会に参加しようとする競技者は、国際競技連盟から新たな TUE を取得するものとする。]

「国際競技連盟の規則に別段の定めがない限り」という文言は、国際競技連盟の中には自らの規則により、国内ドーピング防止機関が付与した TUE を認める用意があり、国際競技連盟レベルの新たな TUE の申請を要求しないものがあるという事実を考慮している。かかる規則の定めがある場合には、競技者は自国の国内ドーピング防止機関から TUE を取得すべきである。]

8.3 **競技者**は、承認が必要な日（**競技大会**など）の30日前までに TUE の申請を行わなければならない。

8.4 TUE の検討が行われるのは、不備のない申請書を受理した後に限られるものとし、当該申請書には関連書類（付属書類1「TUEの申請書」を参照）が全て含まれていなければならない。申請手続の取扱は、医療における守秘義務の原理原則に厳格に基づいて行われるものとする。

8.5 付属書類1に示された TUE の申請書については、追加情報の提供要請を盛り込む形でドーピング防止機関が修正できるが、セクション又は項目は削除しないものとする。

8.6 TUE の申請書は、**ドーピング防止機関**によって他言語に翻訳できるが、申請書の英語表記又はフランス語表記は残さなければならない。

8.7 申請を行う場合には、**競技者の競技水準**（例えば、国際競技連盟の**検査対象者登録リスト**）、**競技**に加えて、必要に応じて**種目及びポジション**又は**役割**を明記するものとする。

8.8 申請を行う場合には、**現在又は過去における TUE 申請**、当該申請の提出先となった**機関**、当該機関の**決定内容**、及び**審査又は不服申立てにおける他の機関の決定内容**を記載しなければならない。

8.9 申請を行う場合には、関連の病歴を包括的に盛り込むとともに、申請に関係する診察所見、検査結果及び画像所見を全て含めるものとする。診断及び治療に関する議論、並びに有効期間については、WADAの「Medical information to Support the Decisions of TUECs」に準拠すること。

8.10 上記以外に関連した調査、診察・検査又は画像検査について、ドーピング防止機関のTUECから求めがあった場合、申請者本人の費用負担で調査等を実施する。

[第8.10項の解説：場合によっては、申請者の所属する国内競技連盟が当該費用を負担することに決めてもよい。]

8.11 申請書には、相応の資格を有する医師が記載した証明書を含めなければならない。この証明書では、競技者の治療における当該禁止物質又は禁止方法の必要性を証明するとともに、本病状の治療において、使用の認められている代替薬剤を用いることができない理由、又は用いることができなかった理由を記載するものとする。

8.12 禁止物質又は禁止方法の物質又は方法、使用量、使用頻度、使用経路又は使用期間は、具体的に明記するものとする。また、変更があった場合は、新しく申請書を提出するものとする。

8.13 通常、TUECの決定は、全ての関連資料を受領後30日以内になされるべきであり、当該ドーピング防止機関から競技者本人に対して書面で伝達されるものとする。TUEの申請が競技大会の開催より前に合理的な時間の余裕をもってなされた場合には、TUECは当該TUE手続を競技大会開催までに完了させるべく最大限努力すべきである。

[第8.13項の解説：ドーピング防止機関が合理的な時間内に競技者のTUE申請に対して対応できなかった場合は、競技者は申請が却下されたものとして、WADAによる審査を求めることができる。]

9.0 使用の申告

9.1 禁止表には、禁止されていないが、競技者に使用の申告の提出が要求されている特定の物質及び方法が明記されている。競技者は、公式記録書において使用を申告し、かつ利用可能な場合にはADAMSを通じて使用の申告を提出することにより、当該要請を満たさなければならない。

9.2 競技者は、第9.1項に記載された公式記録書及び可能な場合のADAMSによる使用の申告を怠った場合であっても、ドーピング防止規則違反とはならないものとする。

[第9.2項の解説：申告を怠ったことに対して、競技者を所轄するドーピング防止機関の規則により、ドーピング防止規則違反以外の措置を課すことができる。]

10.0 TUEの決定に関するWADAの審査

10.1 WADA TUECは、国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者、第7.1項(b)に記載の国際競技大会に参加する競技者、又は国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれる競技者に対するTUEの付与を随時審査することができる。第7.1項及び第7.2項に記載の情報に加えて、WADA TUECは、第8.10項に記載された更なる調査を含む追加情報を競技者に対して要求することもできる。TUEの付与に関する決定がWADAの審査で覆された場合、当該破棄は遡及的には適用されず、TUEが付与されていた期間における当該競技者の結果は失効せず、また、破棄の効力は、競技者に対する決定の通知から14日以内に発生するものとする。

10.2 国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者、第 7.1 項(b)に記載の国際競技大会に参加する競技者、又は国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれる競技者は、TUE の却下に対する WADA による審査を、当該却下から 21 日以内に審査請求書を WADA に提出することによって要求することができる。当該審査の要求を WADA に提出した競技者は、WADA が制定した申請料を支払い、かつ競技者が TUE 申請に関連してドーピング防止機関に提出した全ての情報の写しを WADA TUEC に対して提出するものとする。WADA TUEC は、TUE を却下したドーピング防止機関が利用可能であった記録に基づき審査するが、明確化のために、第 8.10 項に記載の更なる調査を含む追加の情報を競技者に対して要求することができる。WADA の審査手続が完了するまでは、当初の TUE の却下が引き続き効力を有する。WADA が TUE の却下を覆した場合には、当該 TUE は、WADA の決定に記載された条件に従って直ちに有効となるものとする。

10.3 TUE に関するドーピング防止機関の決定を認容し、又は覆す旨の WADA の決定については、WADA 規程の第 13 条に定められているように、CAS に不服申立てをすることができる。

11.0 以前に付与された略式治療目的使用に係る除外措置 (ATUEs)

11.1 以前に付与された ATUE で有効期限が切れておらず、無効になっていないものは、いずれも 2009 年 12 月 31 日限りで有効期限が切れるものとする。

【JADA TUE申請書】

(Japan Anti-Doping Agency Therapeutic Use Exemption (TUE) Application Form)



国際水準の競技者が申請する場合はすべて英語で記入し、
すべての箇所を判読可能な文字で明瞭に記入してください。
(Please complete all sections in capital letters or typing)

1. 競技者に関する情報 (Athlete Information) (競技者が記入)

姓 (Surname) : _____ (漢字) (ローマ字)	名 (Given Name) : _____ (漢字) (ローマ字)
女性 (Female) <input type="checkbox"/> 男性 (Male) <input type="checkbox"/>	生年月日 (西暦) (Date of Birth) : 19 _____ 年 (y) _____ 月 (m) _____ 日 (d)
郵便番号 (Postcode) : _____	国 (Country) : _____ 都道府県 (State/Prefecture) _____ 市・郡 (City) _____
現住所 (区・町・村・字、番地) (Address) : _____	
TEL : +81- _____ (International code)	E-mail: _____
競技 (Sport) : _____	種目・ポジション (Discipline/Position) _____
国際競技連盟あるいは国内競技連盟 (International or National Sport Organization) : _____	
<p>あてはまる <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> でマークしてください。(Please mark the appropriate box:)</p> <input type="checkbox"/> 私は、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲載されています。 (I am part of an International Federation Registered Testing Pool) <input type="checkbox"/> 私は、国内ドーピング防止機関(日本ではJADA)の検査対象者登録リストに掲載されています。 (I am part of a National Anti-Doping Organization Testing Pool) <input type="checkbox"/> 私は、国際競技連盟の規則に従って付与されたTUEが要求される国際競技大会に参加します。 ¹ (I am participating in an International Federation event for which a TUE granted pursuant to the International Federation's rules is required ¹) 競技会名 (Name of the competition) : _____ <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しません。 (None of the above)	
障害を有する競技者は、その障害を記載する (If athlete with disability, indicate disability) : _____	

¹ TUEが要求される競技大会のリストについては、あなたが所属する国際競技連盟に問い合わせてください。
(Refer to your International Federation for the list of designated events)

2. 医学的情報 (Medical Information) (医師が記入)

十分な医学的情報を伴う診断内容 (p3の6.注を参照) (Diagnosis with sufficient medical information (see note 1)) : _____ _____ _____
禁止されていない薬剤で治療可能な場合は、禁止薬剤の使用を希望する医学的正当性を記載してください。 (If a permitted medication can be used to treat the medical condition, provide clinical justification for the requested use of the prohibited medication) _____ _____ _____

	期 日	担当者
受付 (ADAMS)	月 日	
回答送付 (ADAMS)	月 日	

← (JADA記入欄)
↓

申請第 _____ 号	号
(Application No)	

[JADA TUE申請書]

(Japan Anti-Doping Agency Therapeutic Use Exemption(TUE) Application Form)



国際水準の競技者が申請する場合はすべて英語で記入し、すべての箇所を判読可能な文字で明瞭に記入してください。
(Please complete all sections in capital letters or typing)

1. 競技者に関する情報 (Athlete Information) (競技者が記入) 記入例

姓 (Surname) : 田中 (漢字) TANAKA (ローマ字) 名 (Given Name) : 太郎 (漢字) TARO (ローマ字)

女性 (Female) 男性 (Male) 生年月日 (西暦) (Date of Birth) : 19 80 (y) 12 (m) 12 (d)

郵便番号 (Postcode) : 0:0:0-1234 (Country) : 日本 (State/Prefecture) 埼玉県 (City) 所沢

現住所 (区・町・村・字、番地) (Address) : 南町5-6-78

TEL : +81-1234-5678 E-mail: abc123@efgh.jp

競技 (Sport) : ○○○○ 種目・ポジション (Discipline/Position) ○○○○

国際競技連盟あるいは国内競技連盟 (International or National Sport Organization) : 日本○○○協会

あてはまる に×でマークしてください。(Please mark the appropriate box):

- 私は、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲載されています。
(I am part of an International Federation Registered Testing Pool)
- 私は、国内ドーピング防止機関(日本ではJADA)の検査対象者登録リストに掲載されています。
(I am part of a National Anti-Doping Organization Testing Pool)
- 私は、国際競技連盟の規則に従って付与されたTUEが要求される国際競技大会に参加します。¹
(I am participating in an International Federation event for which a TUE granted pursuant to the International Federation's rules is required¹)

競技会名 (Name of the competition) : _____

上記のいずれにも該当しません。
(None of the above)

障害を有する競技者は、その障害を記載する (If athlete with disability, indicate disability) : _____

¹ TUEが要求される競技大会のリストについては、あなたが所属する国際競技連盟に問い合わせてください。
(Refer to your International Federation for the list of designated events)

2. 医学的情報 (Medical Information) (医師が記入)

注意事項

十分な医学的情報を伴う診断内容 (p3の6.注を参照)
(Diagnosis with sufficient medical information (see note 1)) : _____

**診断名 (病歴、所見、検査結果など客観的に
診断が確認できる内容を別紙で添付する。)**

禁止されていない薬剤で治療可能な場合は、禁止薬剤の使用を希望する医学的正当性を記載してください。
(If a permitted medication can be used to treat the medical condition, provide clinical justification for the requested use of the prohibited medication)

**禁止薬剤以外では治療できない理由を
明確に記載する。**

	期 日	担当者
受付 (ADAMS)	月 日	
回答送付 (ADAMS)	月 日	

(JADA記入欄)

↓

申請第 _____ 号
(Application No)

3. 薬剤使用の詳細 (Medication details) (医師が記入)

禁止物質 (Prohibited substance(s)) 一般名 (Generic name)	使用量 Dose	使用経路 Route	使用頻度 Frequency
1.			
2.			
3.			

使用予定期間 (Intended duration of treatment) 該当箇所にチェック・記入 (Please tick appropriate box)	1 度 だけ (once only) : <input type="checkbox"/>	緊急時 (emergency) : <input type="checkbox"/>
	または期間 (週または月単位) or duration (week / month) :	

この申請者は、以前にTUE申請をしたことがありますか
Have you submitted any previous TUE application

はい いいえ

申請した薬剤名 (For which substance?) :

申請先 (To whom?) : 申請日 (When?) :

判定 (Decision) : 承認 (Approved) 非承認 (Not approved)

4. 医師の宣誓 (Medical practitioner's declaration) (医師が記入)

私は上記の治療が医学的に適切であり、禁止リストに掲載されていない代替の薬剤では、この医学的状態に対して不十分であることを認証します
(I certify that the above-mentioned treatment is medically appropriate and that the use of alternative medication not on the prohibited list would be unsatisfactory for this condition.)

氏名 (Name) :

専門医療分野 (Medical speciality) :

現住所 (Address) : 郵便番号 (Postcode)

Tel: +81- Fax:

(International cod)

E-mail:

医師の署名 (Signature of Medical Practitioner):

(西暦)
日付 20 年 月 日
(Date) (y) (m) (d)

注意事項

3. 薬剤使用の詳細 (Medication details) (医師が記入)

禁止物質 (Prohibited substance(s)) 一般名 (Generic name)	使用量 Dose	使用経路 Route	使用頻度 Frequency
1. PREDNISOLONE	5mg/日	経口	毎日
2. 一般名を記入			
3.			

「1度だけ」の場合は使用日付を記入

使用予定期間 (Intended duration of treatment) 該当箇所にチェック・記入 (Please tick appropriate box)	1度だけ (once only) : <input type="checkbox"/> 緊急時 (emergency) : <input type="checkbox"/>
	または期間 (週または月単位) or duration (week / month) : 3ヶ月 (2010/02/01~2010/04/30)

この申請者は、以前にTUE申請をしたことがありますか
Have you submitted any previous TUE application

はい いいえ

申請した薬剤名 (For which substance?) : BETAMETHASONE

申請先 (To whom?) : JADA 申請日 (When?) : 2008/11/22

判定 (Decision) : 承認 (Approved) 非承認 (Not approved)

4. 医師の宣誓 (Medical practitioner's declaration) (医師が記入) **記入例**

私は上記の治療が医学的に適切であり、禁止リストに掲載されていない代替の薬剤では、この医学的状态に対して不十分であることを認証します

(I certify that the above-mentioned treatment is medically appropriate and that the use of alternative medication not on the prohibited list would be unsatisfactory for this condition.)

氏名 (Name) : 佐藤 花子

専門医療分野 (Medical speciality) : 内科

現住所 (Address) : 東京都北区西ヶ丘3-15-1

郵便番号 (Postcode) : 115-0056

Tel: +81- 7777-8888
(International cod)

Fax:

E-mail: sato@abcd.co.jp

医師の署名 (Signature of Medical Practitioner):

忘れずに自筆の署名を

(西暦)

日付 20 10 年 2 月 1 日
(Date) (y) (m) (d)

5. 競技者の宣誓 (Athlete's declaration) (競技者、保護者が記入)

私は、上記1に記載された内容が正確であること、及びWADA禁止表に掲載された物質又は方法の使用についての承認を申請していることを認めます。私は、ドーピング防止機関 (ADO) 及びWADAから授権された職員、WADA TUEC (治療目的使用に係る除外措置委員会)、並びにWADA規程の定めに基づきこの情報についての権利を有する他のADOのTUEC及びその認可された職員に対して、医療分野における個人情報が開示されることを承認します。

私は、私に関する情報が私のTUE申請の審査、並びにドーピング防止違反の調査及び処理手続との関係でのみ使用されるものと理解しています。私は、(1) 私に関する情報の使用についてさらに知りたい場合、(2) アクセス権及び訂正を求める権利を行使したい場合、又は(3) これらの機関が私の医療情報を取得する権利を取り消したい場合には、担当医及び本申請を行ったADOに対して、その旨を書面で通知しなければならないことを理解しています。私が同意を取り消す前に提出されたTUE関連の情報は、ドーピング防止規則違反の有無を立証することのみを目的として保持される必要があり、このことはWADA規程で要求されていることを理解して同意します。

私は、私の個人情報が本同意と「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」に従って使用されていないと考えた場合は、WADA又はCASに不服申立てができることを理解しています。

I, _____, certify that the information under 1. is accurate and that I am requesting approval to use a Substance or Method from the WADA Prohibited List. I authorize the release of personal medical information to the Anti-Doping Organization (ADO) as well as to WADA authorized staff, to the WADA TUEC (Therapeutic Use Exemption Committee) and to other ADO TUECs and authorized staff that may have a right to this information under the provisions of the Code.

I understand that my information will only be used for evaluating my TUE request and in the context of possible anti-doping violation investigations and procedures. I understand that if I ever wish to (1) obtain more information about the use of my information; (2) exercise my right of access and correction or (3) revoke the right of these organizations to obtain my health information, I must notify my medical practitioner and my ADO in writing of that fact. I understand and agree that it may be necessary for TUE-related information submitted prior to revoking my consent to be retained for the sole purpose of establishing a possible anti-doping rule violation, where this is required by the Code.

I understand that if I believe that my personal information is not used in conformity with this consent and the International Standard for the Protection of Privacy and Personal Information I can file a complaint to WADA or CAS.

競技者の署名： _____ 記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
(Athlete's signature) (Date) (y) (m) (d)

競技者が未成年の場合、または署名に障害のある競技者の場合は、当該親権者／保護者の署名と署名年月日を以下に記入してください。
(if the athlete is a minor or has a disability preventing him/her to sign this form, a parent or guardian shall sign together with or on behalf of the athlete)

親権者／保護者の署名： _____ 記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
(Parent's/Guardian's signature) (Date) (y) (m) (d)

6. 注 (Note) :

注 1 Note 1	<p>診断内容 (Diagnosis)</p> <p>診断内容を確認できる証明書を添付して、本申請書とともに提出しなければならない。この医学的証明書には、これまでの病歴、診療所見、検査結果及び画像所見をもれなく盛り込むこと。可能であれば、報告書又は書簡の写しを添付する。証明書の内容は、臨床上可能な限り客観的なものとし、立証不可能な状況にある場合には、他の中立的医師の診断書を本申請書の参考資料にすることができる。(Evidence confirming the diagnosis shall be attached and forwarded with this application. The medical evidence should include a comprehensive medical history and the results of all relevant examinations, laboratory investigations and imaging studies. Copies of the original reports or letters should be included when possible. Evidence should be as objective as possible in the clinical circumstances and in the case of non-demonstrable conditions independent supporting medical opinion will assist this application.)</p>
---------------	--

不備な申請書は差し戻されるので、完全な申請書にして再提出の必要がある。
(Incomplete Applications will be returned and will need to be resubmitted)

完成させた申請書を日本アンチ・ドーピング機構に提出し、コピー1部を手元に保管しておくこと。
(Please submit the completed form to the Japan Anti-Doping Agency and keep a copy for your records.)

提出先：日本アンチ・ドーピング機構 TUE委員会
〒115-0056 東京都北区西が丘3丁目15番1号 国立スポーツ科学センター4階
FAX 03-5963-8031

↓ (JADA記入欄)

確 認 書

【TUE 申請時の添付資料】

1. TUE 申請時には、以下の書類を整えて申請してください。

TUE 申請書 + 確認書（本件文章）

+ 添付資料

一般のTUE 申請の添付資料としては、

- 臨床経過を記載した文書
- 診察所見、必要に応じて写真
- 検査結果、必要に応じてデータ、報告書コピー
- 画像所見、フィルム

2. 吸入サルブタモール・サルメテロール以外の吸入ベータ2作用薬を申請する場合
JADAホームページより「JADA吸入ベータ2作用薬使用に関する情報提供書」
をダウンロードし添付すること

【医療行為の正当性の確認】

以下の6 項目に することにより、各項目に該当していることの確認を行い、医療行為の正当性を確認してください。

- 医療行為は、特定選手の疾病または傷害を治療するために必要なものでなければならぬ、
- その状況下で、ドーピングの定義に該当しない有効な治療が他にないこと、
- その医療行為が選手の運動能力を高めないこと、
- その医療行為に先立って、選手の医学的診断がなされていること、
- その医療行為が資格のある医療担当者により、適切な医療環境においてきちんと実施されること、
- その医療行為にかかわる適切な記録が保持されており、閲覧できること。

申請に必要な書類を確認した上で署名してください

日付： _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師の署名： _____